

議第 2 号

京丹後市議会基本条例の一部改正について

京丹後市議会基本条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸 様

令和 5 年 1 2 月 2 5 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 田 中 邦 生

提案理由

議会基本条例第 2 1 条の規定による検証の結果、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会基本条例の一部を改正する条例

京丹後市議会基本条例（平成19年京丹後市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 議会は、積極的な政策提言及び政策立案に努めるものとする。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、政策提言及び政策立案に向けた積極的な取り組みを行うことにより、政策等の水準を高めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市議会基本条例(平成19年京丹後市条例第55号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市議会基本条例</p> <p>平成19年12月21日 条例第55号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、<u>政策提言及び政策立案の強化に努めることにより</u>、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。</p> <p>4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(委員会の適切な運営)</p> <p>第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めるものとする。</p>	<p>京丹後市議会基本条例</p> <p>平成19年12月21日 条例第55号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、<u>市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</u></p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。</p> <p>4 <u>議会は、積極的な政策提言及び政策立案に努めるものとする。</u></p> <p>5 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。</p> <p>6 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(委員会の適切な運営)</p> <p>第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めるものとする。</p> <p>2 <u>委員会は、政策提言及び政策立案に向けた積極的な取り組みを行うことにより、政策等の水準を高めるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p><u>2</u> 委員会は所管する事務等について、市民に審査の経過等を説明するとともに、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>第13条～第22条 (略)</p>	<p><u>3</u> 委員会は所管する事務等について、市民に審査の経過等を説明するとともに、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>第13条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>